

香川労働局発表
令和8年7月30日

報道関係者 各位

【担当】

香川労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 杉本 英司

労働紛争調整官 須藤 貴志

(電話) 087-811-8924

HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

「令和7年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します！

総合労働相談件数は、1万件を下回ったものの、なお高止まり

香川労働局（局長 友住 弘一郎）は、このたび「令和7年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談※¹」、都道府県労働局長による「助言・指導※²」、紛争調整委員会による「あっせん※³」の3つの方法があります。

今回の施行状況を受けて、香川労働局は、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導およびあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働関係紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】注：〔 〕内は、別添資料の該当ページ

1 総合労働相談件数は高止まり。

- ・ 総合労働相談件数は9,937件で、1万件を下回ったものの、なお高止まり [P. 4-1(1)]

内 容		件 数	前年度比
総合労働相談		9,937件	1.3%減
内 訳 延べ数	法制度の問い合わせ	6,592件	7.5%減
	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	2,444件	12.5%増
	民事上の個別労働関係紛争相談	2,376件	0.1%減
助言・指導申出		70件	25.0%増
あっせん申請		5件	68.8%減

2 民事上の個別労働関係紛争※⁴における相談では「自己都合退職」が最多で、次に「いじめ・嫌がらせ」の相談が多い。

- ・ 「自己都合退職」の相談件数は、448件（前年度比2.8%増）で、昨年度最多の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、401件（前年比5.4%減） [P. 5-1(3)]

※1 「総合労働相談」

香川労働局、県下の各労働基準監督署内にあらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応している。

なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談も計上されている。

※2 「助言・指導」

民事上の個別労働関係紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭または文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※3 「あっせん」

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「民事上の個別労働関係紛争」

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）

※5 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント（*）に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別関係労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している。

（*）職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、以下の①～③の要素を全て満たすものをいう。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

[参考] 令和7年度における同法に関する相談件数等

相談件数：933件

紛争解決の援助申立件数：24件

調停申請受理件数：6件

【別添】

別添1：個別労働紛争解決制度の枠組み

別添2：令和7年度個別労働紛争解決制度の運用状況

別添3：令和7年度の助言・指導事例

（参考）個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

香川労働局の個別労働紛争に関する相談窓口

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー

労働局と労働基準監督署等に設置 | 香川県内6か所

令和7年度 総合労働相談件数
9,937件 (前年10,069件)

うち、●法制度の問い合わせ

※1 6,592件 (前年7,130件)

●労働基準法等の違反の疑いがあるもの
2,444件 (前年2,173件)

情報提供
連携

関係機関

●都道府県
・労政主管事務所
・労働委員会

●裁判所

●法テラス

等

取り次ぎ

**労働基準監督署
公共職業安定所
雇用環境・均等部(室)**

関係法令に基づく
行政指導等

●民事上の個別労働紛争相談件数 ※2

2,376件 (前年2,378件)

内訳

- ※1
- ① 自己都合退職 448件 (前年436件)
 - ② いじめ・嫌がらせ 401件 (前年424件)
 - ③ 労働条件引き下げ 267件 (前年249件)

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

●申出件数 **70件** (前年56件)

内訳

- ※1
- ① いじめ・嫌がらせ、雇用管理改善等 9件
 - ② 労働条件引き下げ 7件

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

●申請件数 **5件** (前年16件)

内訳

- ※1
- ① 雇止め 2件
 - ② 解雇、採用内定取り消し、
労働条件引き下げ 1件

●処理件数 **(4件)** ※3 (前年16件)

合意の成立 (1件)
取り下げ (0件) ・打ち切り (3件)
その他 (0件)

●処理件数 **(71件)** ※3 (前年55件)

助言・指導の実施 (66件)
取り下げ (2件) ・打ち切り (3件)
その他 (0件)

※1 1回で複数の内容にまたがる相談、申出、申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

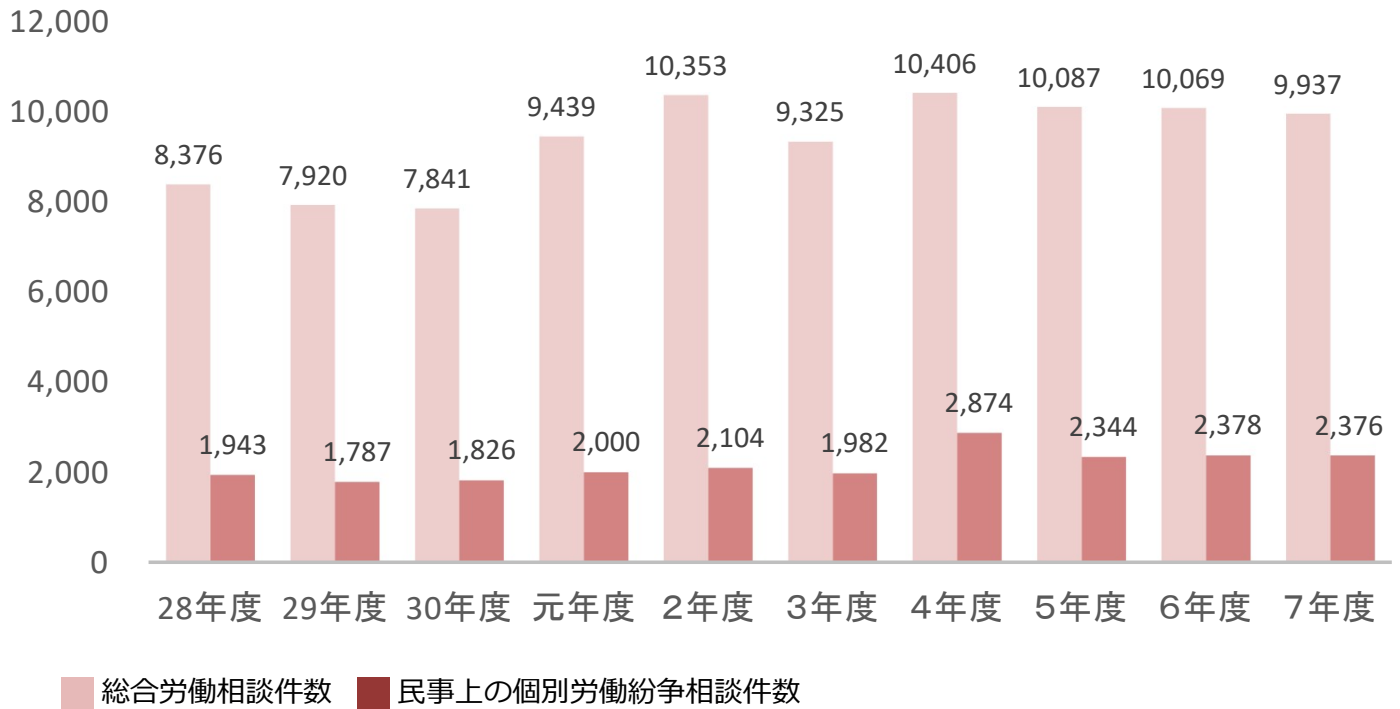
※2 労働施策総合推進法の施行状況については、P2の※5を参照。

※3 それぞれの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出または申請があったものを含む。

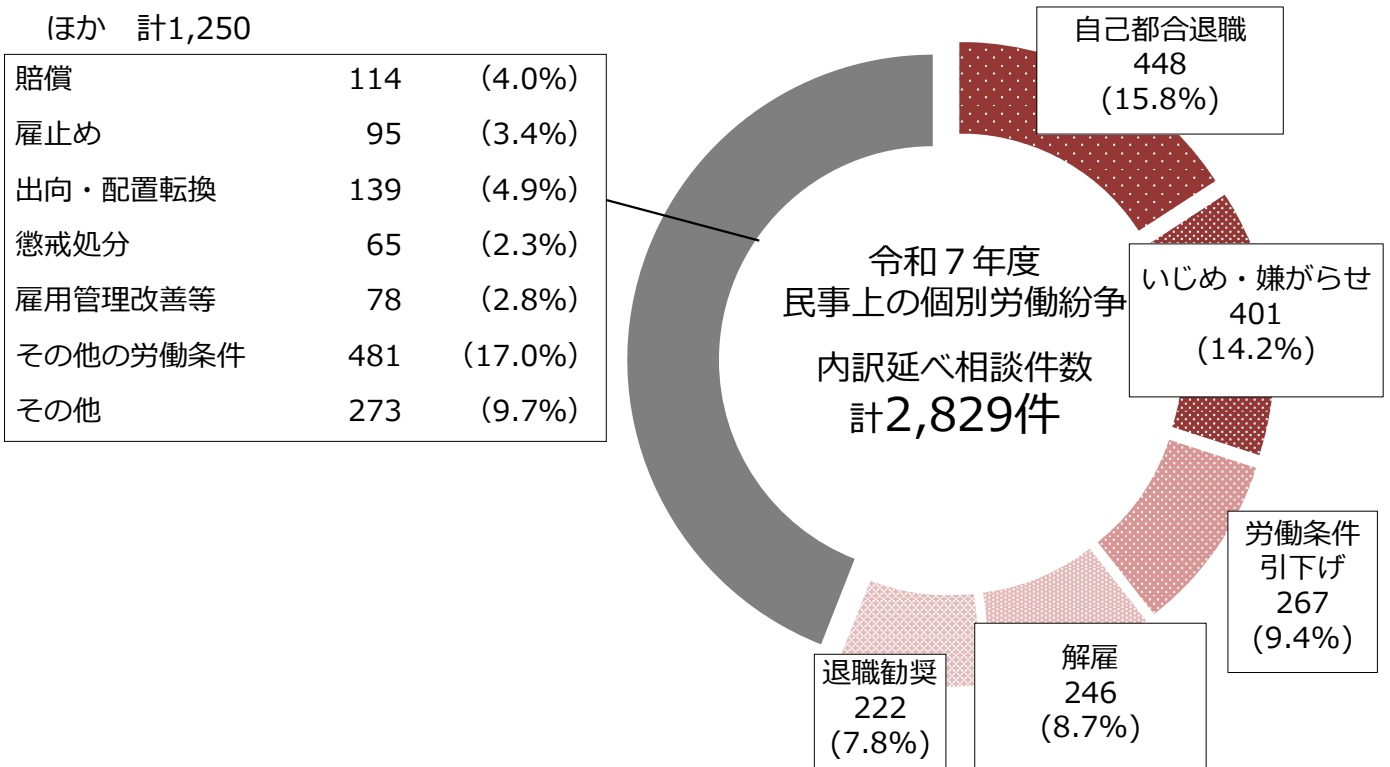
令和7年度個別労働紛争解決制度の運用状況

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移（10年間）

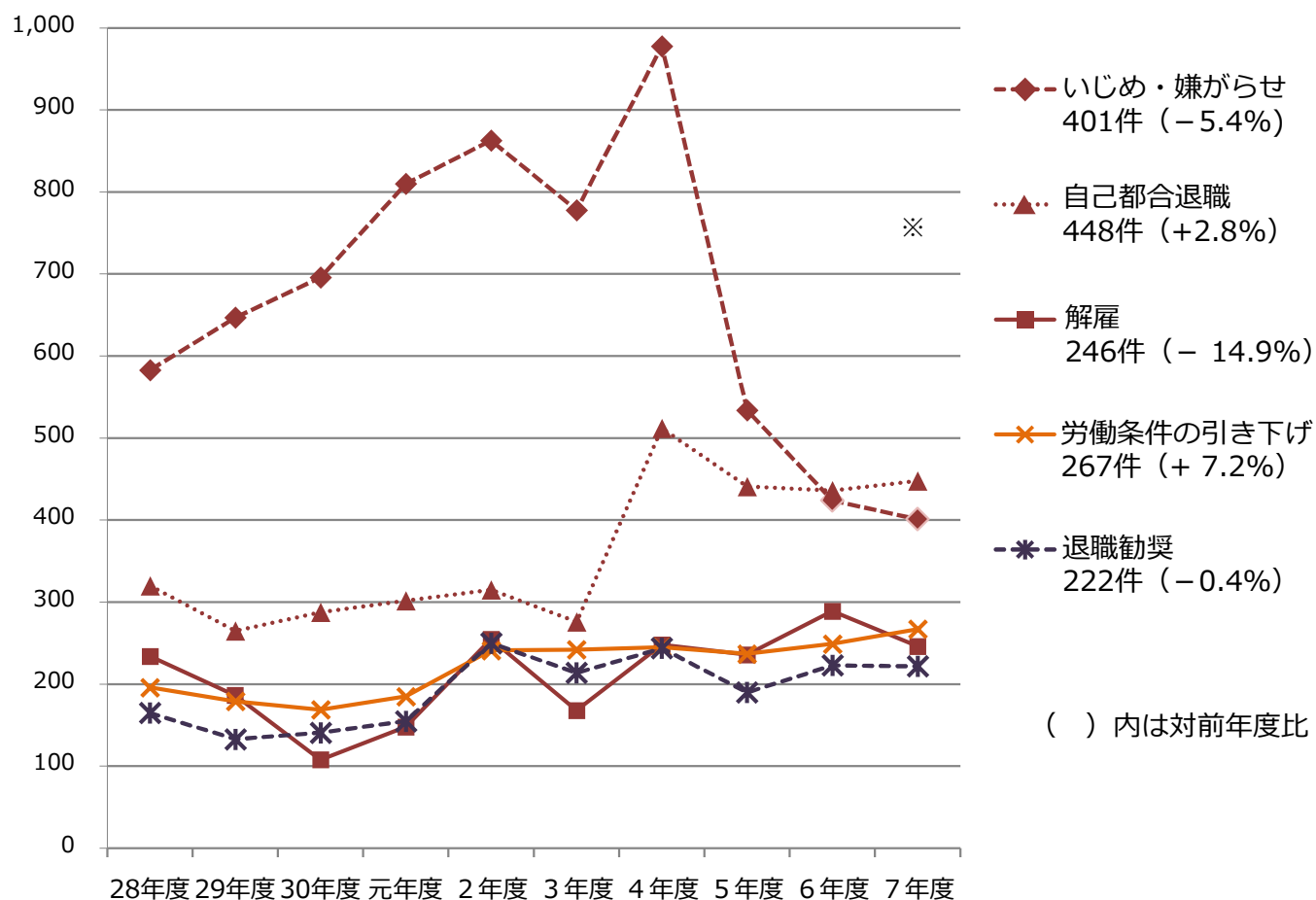


(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

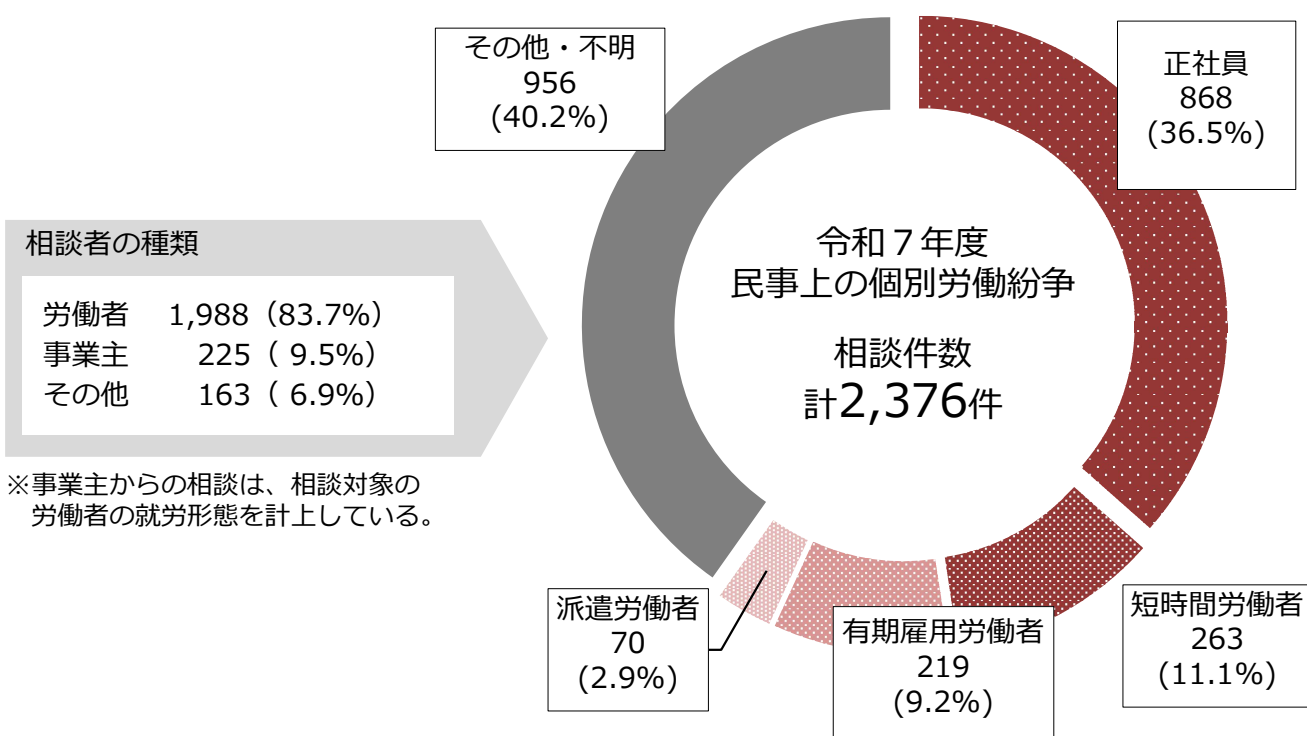


※ () 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)



(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数



※ () 内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取り消し	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 引き下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 改善等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
28年度	234	53	165	6	320	78	196	128	583	28	19	380	2,190
	10.7%	2.4%	7.5%	0.3%	14.6%	3.6%	8.9%	5.8%	26.6%	1.3%	0.9%	17.4%	100%
29年度	186	43	133	8	265	71	179	157	647	18	4	258	1,969
	9.4%	2.2%	6.8%	0.4%	13.5%	3.6%	9.1%	8.0%	32.9%	0.9%	0.2%	13.1%	100%
30年度	108	56	141	10	288	86	169	115	696	16	10	321	2,016
	5.4%	2.8%	7.0%	0.5%	14.3%	4.3%	8.4%	5.7%	34.5%	0.8%	0.5%	15.9%	100%
元年度	148	48	155	11	302	93	185	149	810	15	15	347	2,278
	6.5%	2.1%	6.8%	0.5%	13.3%	4.1%	8.1%	6.5%	35.6%	0.7%	0.7%	15.2%	100%
2年度	255	70	250	17	315	121	241	253	863	17	12	321	2,735
	9.3%	2.6%	9.1%	0.6%	11.5%	4.4%	8.8%	9.3%	31.6%	0.6%	0.4%	11.7%	100%
3年度	168	50	214	5	276	112	242	272	778	22	10	319	2,468
	6.8%	2.0%	8.7%	0.2%	11.2%	4.5%	9.8%	11.0%	31.5%	0.9%	0.4%	12.9%	100%
4年度	248	93	244	9	512	89	245	366	978	36	10	452	3,282
	7.6%	2.8%	7.4%	0.3%	15.6%	2.7%	7.5%	11.2%	29.8%	1.1%	0.3%	13.8%	100%
5年度	236	83	190	21	441	68	237	313	534	75	22	512	2,732
	8.6%	3.0%	7.0%	0.8%	16.1%	2.5%	8.7%	11.5%	19.5%	2.7%	0.8%	18.7%	100%
6年度	289	98	223	22	436	105	249	403	424	74	14	534	2,871
	10.1%	3.4%	7.8%	0.8%	15.2%	3.7%	8.7%	14.0%	14.8%	2.6%	0.5%	18.6%	100%
7年度	246	95	222	17	448	139	267	481	401	78	11	424	2,829
	8.7%	3.4%	7.8%	0.6%	15.8%	4.9%	9.4%	17.0%	14.2%	2.8%	0.4%	15.0%	100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が相談内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1回の相談で複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣 労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
28年度	598	255	81	209	800	1,943
	30.8%	13.1%	4.2%	10.8%	41.2%	100%
29年度	576	241	46	147	777	1,787
	32.2%	13.5%	2.6%	8.2%	43.5%	100%
30年度	522	271	55	154	824	1,826
	28.6%	14.8%	3.0%	8.4%	45.1%	100%
元年度	602	265	52	159	922	2,000
	30.1%	13.3%	2.6%	8.0%	46.1%	100%
2年度	520	232	55	133	1,164	2,104
	24.7%	11.0%	2.6%	6.3%	55.3%	100%
3年度	470	230	56	110	1,116	1,982
	23.7%	11.6%	2.8%	5.5%	56.3%	100%
4年度	904	323	119	197	1,331	2,874
	31.5%	11.2%	4.1%	6.9%	46.3%	100%
5年度	833	275	75	208	953	2,344
	35.5%	11.7%	3.2%	8.9%	40.7%	100%
6年度	874	273	68	213	950	2,378
	36.8%	11.5%	2.9%	9.0%	39.9%	100%
7年度	868	263	70	219	956	2,376
	36.5%	11.1%	2.9%	9.2%	40.2%	100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

2 都道府県労働局長による助言・指導

(1) 助言・指導の流れと処理状況

助言・指導
の申出

処理終了件数 71件	うち1か月以内に処理 71件 (100.0%)		
助言・指導の実施	取り下げ	打ち切り	その他
66件 (93.0%)	2件 (2.8%)	3件 (4.2%)	0件 (0.0%)

【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内 定取り消し	自己都 合退職	出向・ 配置転換	労働条 件引き下 げ	その 他の 労働条 件	いじ め・ 嫌がら せ	雇用管 理改善等	募集・ 採用	その他	内訳延 べ合計 件数
28年度	18	4	2	1	5	6	7	5	21	3	0	6	78
	23.1%	5.1%	2.6%	1.3%	6.4%	7.7%	9.0%	6.4%	26.9%	3.8%	0.0%	7.7%	100%
29年度	10	9	4	2	5	6	11	3	26	0	0	11	87
	11.5%	10.3%	4.6%	2.3%	5.7%	6.9%	12.6%	3.4%	29.9%	0.0%	0.0%	12.6%	100%
30年度	4	6	9	1	5	13	11	5	27	0	0	16	97
	4.1%	6.2%	9.3%	1.0%	5.2%	13.4%	11.3%	5.2%	27.8%	0.0%	0.0%	16.5%	100%
元年度	2	2	4	0	7	9	7	18	28	2	1	3	83
	2.4%	2.4%	4.8%	0.0%	8.4%	10.8%	8.4%	21.7%	33.7%	2.4%	1.2%	3.6%	100%
2年度	12	2	5	1	2	7	4	8	17	2	0	7	67
	17.9%	3.0%	7.5%	1.5%	3.0%	10.4%	6.0%	11.9%	25.4%	3.0%	0.0%	10.4%	100%
3年度	3	1	3	0	2	8	3	3	14	4	1	10	52
	5.8%	1.9%	5.8%	0.0%	3.8%	15.4%	5.8%	5.8%	26.9%	7.7%	1.9%	19.2%	100%
4年度	3	1	5	1	9	6	5	16	21	8	0	14	89
	3.4%	1.1%	5.6%	1.1%	10.1%	6.7%	5.6%	18.0%	23.6%	9.0%	0.0%	15.7%	100%
5年度	4	2	5	0	6	5	6	11	6	5	1	11	62
	6.5%	3.2%	8.1%	0.0%	9.7%	8.1%	9.7%	17.7%	9.7%	8.1%	1.6%	17.7%	100%
6年度	4	4	4	0	4	4	4	20	1	4	1	9	59
	6.8%	6.8%	6.8%	0.0%	6.8%	6.8%	6.8%	33.9%	1.7%	6.8%	1.7%	15.3%	100%
7年度	2	4	3	3	5	6	7	17	9	9	1	10	76
	2.6%	5.3%	3.9%	3.9%	6.6%	7.9%	9.2%	22.4%	11.8%	11.8%	1.3%	13.2%	100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が申出内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1回の申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合に、複数の申出内容を件数として計上したもの。

【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

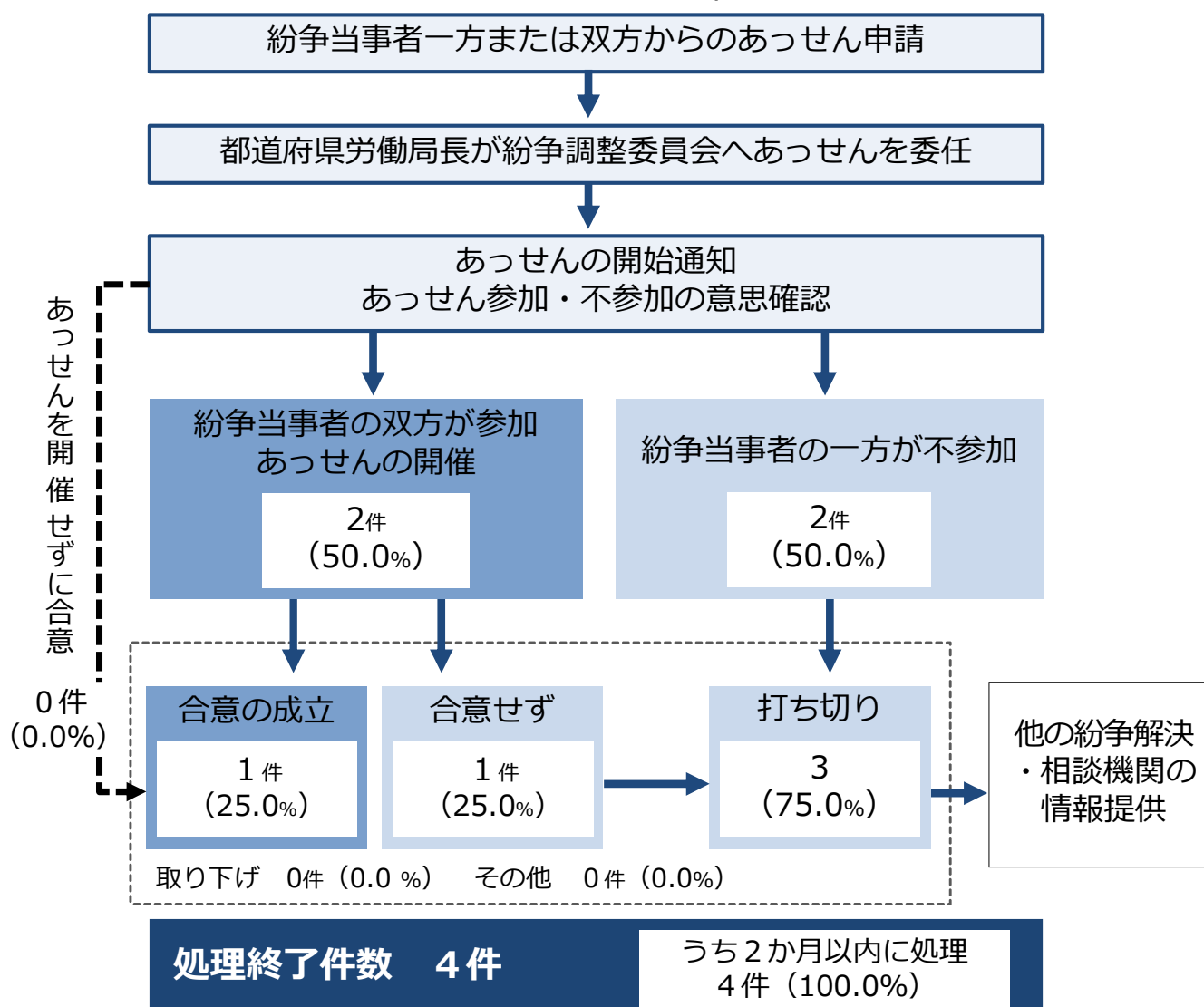
	正社員	短時間労働者	派遣労働者	有期雇用労働者	その他・不明	合計件数
28年度	36	14	6	14	1	71
	61.7%	21.3%	0.0%	14.9%	2.1%	100.0%
29年度	53	7	0	17	2	79
	61.7%	21.3%	0.0%	14.9%	2.1%	100.0%
30年度	50	14	2	15	0	81
	61.7%	17.3%	2.5%	18.5%	0.0%	100.0%
元年度	50	13	0	11	0	74
	67.6%	17.6%	0.0%	14.9%	0.0%	100.0%
2年度	34	14	4	5	1	58
	58.6%	24.1%	6.9%	8.6%	1.7%	100.0%
3年度	28	9	4	4	0	45
	62.2%	20.0%	8.9%	8.9%	0.0%	100.0%
4年度	49	18	2	12	1	82
	59.8%	22.0%	2.4%	14.6%	1.2%	100.0%
5年度	22	15	4	14	0	55
	40.0%	27.3%	7.3%	25.5%	0.0%	100.0%
6年度	26	13	4	12	1	56
	46.4%	23.2%	7.1%	21.4%	1.8%	100.0%
7年度	42	10	1	12	5	70
	60.0%	14.3%	1.4%	17.1%	7.1%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：%）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

3 紛争調整委員会によるあっせん

(1) あっせん手続きの流れと処理状況

※ () 内は処理終了件数4件に占める割合



【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移（10年間）

■紛争当事者双方のあっせん参加件数／処理終了件数

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
76.9%	58.8%	53.8%	50.0%	61.5%	66.7%	55.6%	28.6%	62.5%	50.0%

【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移（10年間）

■合意成立件数／処理終了件数

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
38.5%	35.3%	38.5%	33.3%	38.5%	16.7%	22.2%	0.0%	18.8%	25.0%

■あっせん開催による合意成立件数／紛争当事者双方のあっせん参加件数

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
50.0%	60.0%	71.4%	66.7%	62.5%	25.0%	40.0%	0.0%	30.0%	50.0%

【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇い止め	退職勧奨	採用内定 取り消し	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 引き下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 改善等	その他	内訳延べ 合計件数
28年度	3	2	1	0	0	2	1	0	3	1	0	13
	23.1%	15.4%	7.7%	0.0%	0.0%	15.4%	7.7%	0.0%	23.1%	7.7%	0.0%	100%
29年度	5	2	1	0	0	1	4	1	1	0	7	22
	22.7%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	4.5%	18.2%	4.5%	4.5%	0.0%	31.8%	100%
30年度	5	2	0	0	0	1	3	2	3	0	2	18
	27.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	16.7%	11.1%	16.7%	0.0%	11.1%	100%
元年度	0	0	0	0	0	0	6	0	5	0	1	12
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	41.7%	0.0%	8.3%	100%
2年度	5	0	0	1	0	0	2	0	5	0	0	13
	38.5%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	38.5%	0.0%	0.0%	100%
3年度	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	6
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	100%
4年度	2	1	0	0	0	0	0	1	6	1	1	12
	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	50.0%	8.3%	8.3%	100%
5年度	2	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	7
	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	28.6%	0.0%	0.0%	100%
6年度	5	2	0	0	0	0	0	8	0	0	1	16
	31.3%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	6.3%	100%
7年度	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	1	7
	14.3%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が申請内容の内訳延べ件数に占める割合（単位：％）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。なお、内訳延べ件数は、1件の申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合に、複数の申請内容を件数として計上したもの。

【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間労働者	派遣労働者	有期雇用労働者	その他・不明	合計件数
28年度	5	0	1	6	0	12
	41.7%	0.0%	8.3%	50.0%	0.0%	100%
29年度	12	1	0	5	0	18
	66.7%	5.6%	0.0%	27.8%	0.0%	100%
30年度	9	1	0	3	0	13
	69.2%	7.7%	0.0%	23.1%	0.0%	100%
元年度	9	3	0	0	0	12
	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
2年度	6	2	1	3	0	12
	50.0%	16.7%	8.3%	25.0%	0.0%	100%
3年度	4	0	2	0	0	6
	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100%
4年度	6	3	0	0	0	9
	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
5年度	1	2	0	4	0	7
	14.3%	28.6%	0.0%	57.1%	0.0%	100%
6年度	11	2	0	3	0	16
	68.8%	12.5%	0.0%	18.8%	0.0%	100%
7年度	1	1	0	2	1	5
	20.0%	20.0%	0.0%	40.0%	20.0%	100%

※ 年度ごとに上段が件数（単位：件）、下段が合計件数に占める割合（単位：％）。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

令和 7 年度の助言・指導事例

助言・指導の例

事例 1	自己都合退職に関する助言・指導
事案の概要	申出人は事業主に対し複数回に亘り、退職したい旨を申し出たが、事業主からは、「辞められたら困る。」と慰留され、辞めさせてもらえなかった。 申出人は、労働局から事業主に対し、申出人の退職に向けた話し合いに応じるように伝えて欲しいとして、助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	● 事業主から事情を聴取した上で、申出人の退職に向けた話し合いに応じて頂けないか、との助言を行った。 ● 事業主は これに対し、「会社を辞めるなどまでは言っていない。辞めたいならそれで構わない。」と述べ、退職することができた。

事例 2	定年延長時の賃金に関する助言・指導
事案の概要	申出人は 61 才定年延長を選択したのに再雇用扱いとされ、賃金を 20%カットされた。 申出人はこのことに対して具体的な説明の場を持つよう社長に助言をしてほしいと申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	● 事業主から事情を聴取した上で、少数組合と協議可決した労働条件変更は全従業員に対する効力はないことを説明し、申出人への説明の場を設定するよう助言した。 ● 助言に基づき、申出人の賃金については見直しが行われることとなった。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。

2 規定の概要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止および自主的解決の促進のため、労働者または事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言および指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法に規定する労働争議に当たる紛争等を除く）に関し、当事者の双方または一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言または指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5・6・12・13条）

イ 都道府県労働局長は、前条に規定する個別労働関係紛争について、当事者の双方または一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者または事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言または指導をすることができるものとする。

香川労働局の個別労働関係紛争に関する相談窓口

県下すべての労働基準監督署内に「総合労働相談コーナー」を設置しています。
いつでも気軽にご相談ください。

「総合労働相談コーナー」の設置場所

名 称	所 在 地	電話番号
香川労働局 総合労働相談コーナー（☆）	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 香川労働局雇用環境・均等室内	087-811-8916
高 松 総合労働相談コーナー（☆）	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 高松労働基準監督署内	087-806-0280
丸 亀 総合労働相談コーナー	〒763-0034 丸亀市大手町3-1-2 丸亀労働基準監督署内	0877-22-6244
坂 出 総合労働相談コーナー（☆）	〒762-0003 坂出市久米町1-15-55 坂出労働基準監督署内	0877-46-3196
観音寺 総合労働相談コーナー	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1 観音寺労働基準監督署内	0875-25-2138
東かがわ 総合労働相談コーナー（☆）	〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎3階 東かがわ労働基準監督署内	0879-25-3137

（☆）印のコーナーには、女性相談員がいます（令和8年4月1日現在）。